

株式会社 前川製作所

研究開発上における不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役職員等の研究開発上の不正行為を防止し、及び研究開発上の不正行為が行われた場合、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役職員等」とは、取締役、従業員、その他臨時の従業員等、会社の業務に従事する全ての者をいう。

2 この規程において「研究開発上の不正行為」とは、研究開発を行う場合において、役職員等が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究開発によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 四 不正使用 公的資金を含む研究開発に係る資金を所定の用途外に流用し、不法に領得し、あるいは不正に費消等すること
- 五 同じ研究成果の重複発表
- 六 不適切なオーサーシップ(論文著作者が適正に発表されないこと)
- 七 不正行為が指摘された場合の証拠隠滅や立証妨害など

3 この規程において「本部等」とは、本部及びブロックをいう。

(最高管理責任者)

第3条 社長は会社の経営管理における最終責任を負う最高管理責任者として、研究開発上の不正行為の防止等に関する取組を推進するため、次のことを行う。

- 一 不正防止対策の基本方針を策定・周知する
- 二 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動等の不正防止対策に関する運営・管理が行えるよう、必要な措置を講じる。
- 三 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に当該年度の不正防止に関する取組状況等について報告を求め、その進捗を把握するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

株式会社 前川製作所

(統括管理責任者)

第3条の2 コンプライアンス担当取締役は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究開発上の不正行為の防止等の推進について全体を統括するとともに、次ことに取り組む。

- 一 不正行為防止に係る具体的対策の策定・実施
- 二 一の実施状況の把握を行うとともに、適宜、最高管理責任者に報告を行う。

(コンプライアンス推進責任者・同推進副責任者)

第3条の3 本部等のリーダーは、コンプライアンス推進責任者として、各本部等における研究開発上の不正行為の防止等の推進について次のことに取り組む。

- 一 統括管理責任者の指示の下、所掌する本部等における不正行為防止対策の実施及び実施状況の確認
 - 二 所掌する本部等の構成員に対する不正行為防止のための教育の実施及び受講状況の管理・監督
 - 三 所掌する本部等の構成員の研究開発活動等の取組みのモニタリング等の実施
2. 本部等の部門リーダーは、コンプライアンス推進副責任者として、コンプライアンス推進責任者を補佐するとともに、各部門における研究開発上の不正行為の防止等を推進する。

(研究倫理教育責任者)

第3条の4 会社における研究倫理教育に関しては、社長が指名する担当取締役が、研究倫理教育責任者として業務を総括するものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、本部等のリーダーと連携して各本部等に所属する公的資金を含む研究開発に係る資金を使用もしくは管理する役職員等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(本部等のリーダーの責務)

第4条 本部等のリーダーは、当該本部等における研究開発上の不正行為の防止等に関し、総括し、この規程に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

- 2 本部等のリーダーは、関係役職員等に対し、研究開発上の不正行為の防止に関し必要な指導等を行うものとする。

(役職員等の責務)

第5条 役職員等は、高い倫理性の保持に努めるとともに、研究開発上の不正行為を行ってはならない。

- 2 役職員等は、本部等のリーダーの指示に従い、この規程に定める調査等に協力するも

株式会社 前川製作所

のとする。

- 3 公的資金を含む研究開発に係る資金を使用もしくは管理する役職員等は、第3条の4第2項の研究倫理に関する教育を受講しなければならない。
- 4 公的資金を含む研究開発に係る資金を使用もしくは管理する役職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験記録、実験データその他の研究資料等を5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(受付窓口)

- 第6条 会社における研究開発上の不正行為に関する通報及び相談（以下「通報等」という。）に対応するため、内部通報規程第2条に基づき、人事採用研修グループに受付窓口を置くものとする。

(通報等の方法)

- 第7条 通報等の方法は、内部通報規程第3条に基づき、窓口において直接面談して行うほか、電話、電子メール、書面のいずれかの方法によっても行うことができる。
- 2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - 一 研究開発上の不正行為を行ったとする役職員等の氏名又は部門等の名称
 - 二 研究開発上の不正行為の種類及び具体的内容
 - 3 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに担当取締役に報告するとともに、内部通報規程第5条に基づき、通報等を受け付けた旨を、当該通報等を行った者及び被通報者に対して通知するものとする。この場合において、受付窓口は、当該通報者に対し、更に詳しい情報の提供又は当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
 - 4 通報が匿名でなされた場合、第2項の通知は社内の掲示、その他会社が適当と認める方法によって行う。

(調査)

- 第8条 統括管理責任者は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、ただちに社長に報告する。
2. 社長は、内部通報規程第6条に基づき、通報された事項に関する事実関係の調査について、概ね1ヶ月以内に統括管理責任者を責任者とする調査チームを設置して調査を行わせるものとする。
 - 3 調査チームは統括管理責任者が指名する3名以上のメンバーで組織する。
- 3の2 調査チームの全てのメンバーは、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しな

株式会社 前川製作所

い者でなければならず、かつ調査チームのメンバーの過半数は社外の有識者でなければならないものとする。社外の有識者が確保できない場合は、当該資金交付を受けた機関（以下「資金交付機関」という。）に支援を求めることとする。

- 3の3 統括管理責任者は、通報者及び被通報者に調査チームのメンバーの指名及び所属を通知する。通知を受けた通報者及び被通報者は、7日以内に統括管理責任者に対して、書面により調査チームのメンバーに関する異議を申し立てることができる。申し立てがあった場合には、統括管理責任者は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査チームのメンバー」を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 統括管理責任者は、調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。協力を求められた関係者は、これに協力する。
- 5 会社は、通報者に対し第1項による調査を行う旨の通知を、通報から20日以内に行うものとする。第7条第4項は本項の通知に準用する。

(調査結果の報告)

第9条 統括管理責任者を責任者とする調査チームは、調査の開始後概ね1ヶ月以内に次の各号に掲げる事項を含んだ調査の結果をまとめ、社長に報告する。

- 一 研究開発上の不正行為が行われたか否か
- 二 研究開発上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合
- 三 研究開発上の不正行為が行われていないと認定したときは、その旨

(是正措置等)

第10条 調査の結果、研究開発上の不正行為が明らかになった場合には、会社は、速やかに必要な是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。

2. 前項の場合、会社は当該行為に関与した者に対して、就業規則に照らし必要な処分を行う。
3. 会社は通報者及び被通報者に対して、調査結果及び是正措置等について、当該通報の対象となった者その他関係者のプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

(不服申立)

第11条 第8条の調査の結果、研究開発上の不正行為が行われたと認定された被通報者等は、前条第3項の通知を受けてから14日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立をすることができる。

- 2 統括管理責任者は、前項に基づき被通報者等から不服申立を受けたときは、その旨を

株式会社 前川製作所

被通報者等が所属する本部等のリーダー及び通報者に通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

第 12 条 統括管理責任者は、前条第 1 項の不服申立を受けたときは、直ちに社長に報告するとともに、当該調査を行った調査チームに不服申立の審査を行わせる。

2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに社長に報告する。

3 統括管理責任者は、被通報者等及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者等に対し、第 9 条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者等が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

4 調査チームが再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね 1 ヶ月以内に、調査結果を社長に報告する。

5 統括管理責任者は、再調査結果の通知を行う場合は、第 10 条の規定に準じて行うものとする。

(調査等の必要事項)

第 13 条 第 8 条から前条までに定めるもののほか、調査チームが行う調査及び不服申立の審査に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

(資金交付機関への通知等)

第 14 条 社長は、研究開発上の不正行為が他機関からの資金交付を受けて行われたものであるときは、資金交付機関及び関係省庁に対し、次に掲げるときに、その内容を通知する。

- 一 第 8 条に定める調査実施決定通知の報告を受けたとき
- 二 第 9 条に定める調査結果の報告を受けたとき
- 三 第 12 条第 1 項に定める不服申立の報告を受けたとき
- 四 第 12 条第 2 項に定める再調査の有無について報告を受けたとき
- 五 第 12 条第 4 項に定める再調査結果の報告を受けたとき

2 社長は、資金交付機関から要求があるときは、調査チームにおける調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることができる。

(調査結果の公表)

第 14 条の 2 会社は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果

株式会社 前川製作所

を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、会社が公表時までに行った措置の内容、調査チームのメンバーの氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査チームのメンバーの氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 会社は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査チームのメンバーの氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(措置)

第 15 条 社長は、第 10 条第 1 項の規定（第 11 条の規定による不服申立があった場合は、第 12 条第 5 項の規定による通知）に基づき、被通報者に研究開発上の不正行為があったと認めるときは、当該不正行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 被通報者等に対する懲戒処分、告訴又は告発等
- 二 被通報者等に対する研究開発費の使用停止及び返還の命令
- 三 被通報者等に対する関連論文の取下げ等の勧告
- 四 その他被通報者等の研究開発上の不正行為の排除及び会社の信頼性回復のために必要な措置

(秘密保持義務)

第 16 条 調査チームのメンバー、受付窓口の担当者その他通報事案に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

株式会社 前川製作所

(利益相反関係の排除)

第 17 条 統括管理責任者、調査委チームのメンバー及び受付窓口の担当者は、自らが関係する通報等の処理に関与してはならない。

(内部通報規程)

第 18 条 内部通報規程第 4 条(従業員の相談・通報の責務)、同第 8 条(通報者等の保護)及び同第 9 条(個人情報等の保護)は、この規程に準用する。

(規程の改廃等)

第 19 条 この規程の改廃は、社長の決裁による。またこの規程の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

(体制等の公表)

第 20 条 統括管理責任者は、別紙の研究開発上の不正行為防止等推進体制その他必要な事項について、会社のウェブサイト等で公表することができる。

附 則 1 この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

3 この規程は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

4 この規程は令和 元 年 5 月 1 日から施行する。

改正履歴

平成 27 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 7 月 1 日 一部改正

平成 30 年 10 月 1 日 一部改正

令和 元 年 5 月 1 日 一部改正

株式会社 前川製作所

[研究開発上の不正行為防止等推進体制]

